

国海安第 1 5 2 号の 2
平成 1 8 年 1 2 月 2 7 日

社団法人 日本船舶品質管理協会
常務理事 武山 誠一 殿

国土交通省海事局安全基準課長
安藤 昇

船舶検査心得の一部改正について

標記について、下記の省令等に関する船舶検査心得の一部を別添の通り改正することと致しましたので、よろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。
また、関係各位への周知方よろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。

記

- ・ 船舶設備規程等の一部を改正する省令（平成 1 8 年国土交通省令第 3 1 号）（船舶安全法施行規則及び船舶設備規程の一部改正に関する部分に限る。）
- ・ ばら積み固体貨物を運送する船舶についての構造要件を定める告示等の一部を改正する告示（平成 1 8 年国土交通省告示第 4 5 8 号）（航海用具の基準を定める告示の一部改正に関する部分に限る。）
- ・ タンカー等の危険場所に設置する電気設備

タンカー等の危険場所に設置する電気設備に係る船舶検査心得改正 について

1. 背景

タンカーの可燃性ガスが滞留しやすい場所における電気設備の要件については、SOLAS 条約附属書 -2 章第 45 規則で基本的な要件が定められ、具体的に設置できる電気設備の基準は主官庁に委ねられているところである。2004 年 12 月に開催された IMO 第 79 回海上安全委員会において、IEC(国際電気標準会議)が策定した国際規格 IEC60092-502(1999)「船用電気設備 第 502 部 タンカー 個別規定」を参照することとなったため、船舶検査心得について所要の改正を行うこととする。

また、同時に、IBC コード及び IGC コードについても同様の改正が行われたため、同様に船舶検査心得の改正を行う。

2. 改正の概要

タンカー、液化ガスばら積み船及び液体化学薬品ばら積み船の危険場所の危険場所及び設置できる電気設備について、上記 IEC 規格(JIS F8074 (2003)に取り入れ済み)の規定に準じて改正を行う。

3. 施行日

平成 19 年 1 月 1 日

(上記期日以降に建造に着手されたものに対して適用)